

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「三十万九千二百円（三好病院及び海部病院に勤務する者にあつては、四十一万四千五百円）に職員給与規程第四条の三の規定の例により得られる額を合わせて得た額」を「採用の日以後の期間が一年未満の職員の場合に職員給与規程第四条の二及び第四条の三の規定の例により得られる額」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の規定は、令和六年四月一日から適用する。